

# 自動車整備振興会 平成23年度事業計画(案)

## 総論

平成22年度の我が国の経済は、政府による総合経済対策が景気浮上の足がかりとなり、世界同時不況による景気後退から緩やかな回復基調に転じました。しかし、先進各国の財政悪化懸念から急速な円高を招くことになり、景気拡大を牽引してきた輸出が勢いを失い、さらに国内消費が低迷しておりデフレ状況が依然続いております。

年度前半には、景気回復の期待感が持てたものの、後半には雇用情勢、設備投資などが更に厳しくなっており、再び景気の落ち込みに見舞われるのではないかと懸念されております。政府には国民生活を守るために雇用の確保とともに、デフレから脱却し、経済成長に繋がる力強い経済運営に十分配慮をいただき、日本経済の活力を取り戻す実効ある取り組みを推進いただけるよう期待したいところであります。

このような中、平成22年の全国の新車販売は、エコカーに対する政府の補助金と減税の購入支援が奏功し、登録自動車・軽自動車の合計で前年比7.5%増の495万6千台と6年ぶりに前年を上回ったものの、9月上旬のエコカー補助金終了後は販売台数が統計開始以来、月ごととしては過去最大の下落率が続くなど今後の販売動向が懸念される状況となっております。

一方、自動車整備需要の基盤である自動車保有台数は、平成22年11月末には全国で7,908万4千台、前年同月比0.1%減と人口減少や経済状況を反映し、36ヶ月連続前年割れが続いており、今後の需要確保が徐々に難しくなっておりますが、当県においては181万4千台と前年同月比0.0%とほぼ横ばい状態にあり、地方においては生活に欠かすことが出来ない根強さが減少の歯止めとなっているものと思われます。また、自動車の保有構成も自家用乗用車の平均車齢が7.56年になるなど、ここ10年で2年近く延び、使用年数の長期化が進むとともに軽自動車の占める割合も3分の1を超えるなど変化してきております。

このような状況において、総整備売上高は、平成22年度の自動車分解整備業実態調査によりますと、5兆4,869億円で前年比198億円、0.4%増と4年ぶりに増加したものの、台当り整備単価の減少や不透明な経済状況に伴うユーザーの整備費抑制など、今後も整備売上高の増加が期待出来ない現状に加え、整備工場は依然として増加が続くなど、業界環境はますます厳しさを増していることから、年々増加している長期使用車両の点検・整備普及による整備需要の掘り起こしやハイブリッド車をはじめとする次世代自動車への技術対応による受注拡大など、整備売上高の減少に歯止めをかける取り組みが課題と思われます。

以上のような自動車整備業界を取り巻く諸環境を踏まえ、当整備振興会は、商工組合と相協力し、会員の視点に立ち、将来に向けた業界の継続的な繁栄を目指して、経

営基盤の確立と活性化を基本として諸事業を推進して参りたいと存じます。

業界振興・活性化対策としては、社会並びに自動車使用者に対し、整備業界のイメージの向上を図るため、自動車の点検・整備を通じて安全の確保と環境保全に貢献していることを広くPRするとともに、専業・兼業事業者のオアシス事業場への取り組みを継続して推進する他、会員外工場との差別化を図るため、昨年度作成した看板の頒布やマスコミによるPRを引き続き実施したいと存じます。

さらに、少子高齢化による人口の減少や若者のクルマ離れ、経済不況等の影響により保有台数が頭打ち、整備需要の増加が期待できない一方で、自動車の使用年数の長期化に伴い、点検・整備による保安の確保がより一層重要視されていることから、自動車使用者に保守管理の啓蒙を図るとともに、入庫率向上対策として、「点検整備入庫率向上好事例パンフレット」（仮称）を配付・活用し、入庫促進の支援をしたいと存じます。

また、日整連が作成中である今後の10年間を見据えた自動車整備業の指針「新たな自動車整備業のビジョン」を基に説明会を開催するなど事業運営の一助に努めるとともに、業界環境の変化に対応した事業経営基盤の強化を図るため、法定需要以外の需要の掘り起こしに関する情報の提供にも努めたいと存じます。

整備事業健全化対策としては、自動車使用者の整備事業に対する理解と信頼を高めるため、整備料金・整備内容の適正化を推進するとともに、車検整備等に関する表示の適正化など消費者への対応を図りたいと存じます。

また、指定自動車整備事業者の法令遵守（コンプライアンス）を徹底するため、引き続き事業場管理責任者、自動車検査員研修を実施するとともに、運輸局との間に設けられた「自動車整備事業に係る監査・指導連絡会議」における情報交換を通じ、法令遵守の向上・浸透を図りたいと存じます。

一方、放置駐車違反金滞納者の車検拒否制度への対応として、引き続き「放置違反金滞納車情報照会システム」の活用を促すことにより、車検整備受注時の的確な対応への助言を図りたいと存じます。

環境保全・省資源対策としては、地球温暖化防止のため整備業界として設定したCO<sub>2</sub>削減目標達成のため、日整連作成の「CO<sub>2</sub>削減のための実践マニュアル」等を配布し、整備事業者の取り組みへの支援と意識の高揚を図るとともに、実証実験の結果、点検・整備の実施により2%程度の燃費改善やCO<sub>2</sub>削減が図られることをユーザーに周知したいと存じます。

また、環境保全への取り組みが優良と認められる事業場の表彰制度、いわゆるグリーン顕彰制度に基づく表彰推薦を積極的に推し進め、循環型社会の一員としての環境保全に対する意識の高揚に努めるとともに、引き続き自動車リサイクル部品の利用促進の啓蒙や自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストによる使用済み自動車の適正処理を推し進めて参りたいと存じます。

自動車利用者対策としては、自動車の定期的な点検・整備の必要性と保守管理意識の高揚を浸透させるため、新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアを利用し、マイカー点検教室を柱とする「マイカー点検キャンペーン」を展開するとともに、イベント等の参加により点検・整備の重要性等を広く自動車使用者に訴えて行きたいと存じます。特に、近年は低年式車両が増加し、車両の使用年数も更に長期化する傾向があり、点検・整備を怠った場合、車両故障の増加及びこれに伴う交通事故の発生、環境汚染を引き起こす可能性が高くなることから、業界が推奨する点検の普及拡大を推進したいと存じます。さらに、自動車使用者から一層の信頼をいただけるよう、整備相談所の充実を図り、信頼向上に資することとしたいと存じます。

整備技術向上対策としては、自動車の技術革新に対応した整備技術を確保するため、整備主任者に対する技術研修をはじめ、整備新技术に関する講習会を継続実施したいと存じます。特に、増加しているハイブリッド車などに対する整備技術習得を目指した研修会を内部組織体制の強化と併せ実施し、急速に変化する車社会に対応したいと存じます。

また、職業能力開発促進法に基づく助成制度の活用等による整備技術講習所の設備及び教育内容の一層の充実に努めながら、一級、二級、三級整備士等の講習を実施するとともに、昨年度から実施された一級整備士登録実技試験の実施の円滑化を図りたいと存じます。併せて、一級整備士等の活躍を支援する「自動車整備技術者認定資格制度」による整備技術コンサルタント及びスーパーアドバイザー資格の普及に努めることにより、自動車整備士の社会的地位の向上に資することとしたいと存じます。

一方、隔年毎に実施されている全日本自動車整備技能競技大会については、第18回大会が11月に開催されることから、これに参加すべく、県予選、決勝大会を通じて代表チームを選抜するとともに、指導して参りたいと存じます。

また、FAINESについては、メーカー別整備マニュアル情報も年々充実してきていることに加え、低年式車両の故障整備事例が追加されるなど、幅広く会員事業場に利用できるよう拡充されていることから、一層の加入促進を図って参りたいと存じます。

組織運営対策としては、定款に定める諸会議の円滑な運営はもとより、地域事業の活性化を引き続き推進する一方、公益法人改革制度への対応として、平成25年11月末までに法人形態の変更を余儀なくされていることから、当会では日整連をはじめ全国の整備振興会の動向などを注視しながら情報収集し、検討を進めて参りましたが、従来通りの会員サービスの質を維持しつつ、より事業展開を拡大するためには、「一般社団法人」が最良と考え、今後の認可申請に向けて対応して行きたいと存じます。

他方、政治関連の問題については、現在、政府による自動車検査制度に関わる事業仕分けが行われていることから、これらの情報収集に努めるとともに、引き続き整政連及び自動車整備政経懇話会と連携しながら整備業界の経営環境改善と擁護に努めて参りたいと存じます。

## 事業項目

### 1. 業界振興・活性化対策

業界イメージの向上等を図るため、自動車の点検・整備を通じて安全の確保と環境保全に貢献していることを広くPRするとともに、「専業・兼業事業者のオアシス事業場への変身」のための取り組みを支援するなど、次により活性化を図ることとしたい。

また、自動車使用年数の長期化により、点検・整備の必要性がより一層高まっていることから、保有台数の減少等による整備需要の減少への対策と併せ、入庫促進のための事業を展開することとしたい。

- (1) オアシス事業場への取り組みに対する支援
- (2) 関係法令改正に関する周知・対応
- (3) 会員外工場との差別化対策とイメージアップに関すること
- (4) 点検・整備の入庫促進対策の実施に関すること
- (5) 新自動車整備業のビジョンの普及、浸透に関すること
- (6) 低年式車両に対する業界推奨点検項目の周知に関すること
- (7) 整備需要動向の把握と需要掘り起こしに関すること
- (8) 経営環境変化への対応と経営体質の強化に関すること
- (9) ホームページによる情報提供の強化に関すること
- (10) 各種関係機関からの情報の収集と提供

### 2. 整備事業健全化対策

自動車使用者の整備事業に対する理解と信頼を高めるため、整備料金・整備内容の適正化を一層推進するとともに、指定自動車整備事業者の法令遵守（コンプライアンス）を徹底するなど、次により整備事業経営の健全化と整備業の社会的地位の向上を図ることとしたい。

また、消費者への対応として関係法令などを周知し、消費者保護への取り組みを図ることとしたい。

- (1) 整備内容・整備料金の適正化の推進に関すること
- (2) CS（お客様満足度）向上に関すること
- (3) 車検整備等に関する表示の適正化など消費者保護に関すること
- (4) 指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対する研修会の実施等法令遵守に関する指導
- (5) 「放置駐車違反金滞納車情報システム」の活用による車検受注時の対応に関すること
- (6) 不正改造車の排除に関すること
- (7) 整備保証の実施促進に関すること
- (8) 整備業の実態等に関する調査の実施

### 3. 環境保全・省資源対策

地球温暖化防止のため整備業界が設定したCO<sub>2</sub>削減目標達成のための事項の推進に加え、点検・整備の実施により2%程度の燃費改善やCO<sub>2</sub>削減が図られることをPRするとともに、リサイクル部品の積極的な活用や自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の適正処理を促すなど、次により環境保全と省資源に貢献することとしたい。

- (1) 地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>削減に関すること
- (2) リサイクル部品の活用・促進に関すること
- (3) グリーン顕彰制度に基づく表彰推薦等環境対策に関すること
- (4) 自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の適正処理に関すること
- (5) フロンの回収・破壊及び産業廃棄物の適正処理に関すること

### 4. 自動車使用者対策

自動車の定期的な点検・整備の必要性と保守管理意識をマスコミ等を通じ高揚を図るとともに、整備業に対する理解と信頼を深めるため、次の対策を実施することとしたい。

- (1) 点検・整備の必要性と保守管理意識高揚の為の広報活動の充実強化
- (2) マイカー点検キャンペーンの充実強化
- (3) マイカー点検教室の開催並びにマイカーてんけん日の開設
- (4) 点検・整備推進にかかわるイベント等への参加及び協力
- (5) 低年式（長期使用）車両の「業界推奨点検」の普及拡大の推進
- (6) ホームページによる情報提供と利用の促進
- (7) マイカー点検サービスの実施
- (8) 自動車整備及び整備事業に関する苦情相談への対応

### 5. 整備技術向上対策

自動車の技術革新に対応した整備技術を確保するため、内部組織体制の強化と併せ、設備・教材・教育内容の一層の充実を図りながら、次により関係従事者を対象とした各種研修・講習会を実施するとともに、技術相談や技術情報の提供により技能レベルの向上を促すこととしたい。

- (1) 整備主任者技術研修の実施
- (2) 認定職業訓練としての一級、二級、三級整備士講習の実施
- (3) ハイブリッド車など次世代自動車の情報提供等に関すること
- (4) 一級実技試験など登録試験の実施
- (5) F A I N E Sによる技術情報等の提供と加入促進
- (6) 「自動車整備技術者認定資格制度」による整備技術コンサルタント及びスーパーアドバイザー資格の普及
- (7) 技術相談窓口体制の充実

- (8) 日整連主催のメーカー研修への指導員派遣
- (9) 第18回全日本自動車整備技能競技大会への代表チーム参加

## 6. 自動車整備技能登録試験対策

自動車整備技術の向上に資するため、自動車整備技能登録試験実施の円滑化に努めることとしたい。

- (1) 自動車整備技能登録試験（学科・実技試験）の実施
- (2) 自動車整備技能登録試験の実施に伴う事務処理の円滑化に関すること

## 7. 整備主任者法令研修及び事業場管理責任者研修会等の開催

自動車の安全確保、公害防止という社会的責務の負託に応えるためには、関係法令の遵守はもとより、事業の健全経営と適正運営が不可欠であることから、整備主任者及び事業場管理責任者等を対象に業界の現状及び課題、関係法令の遵守等に関する研修・講習会を開催することとし、時代の流れに即応し得る経営体制の確立に資することとしたい。

## 8. 安全確保対策

自動車の安全確保、自動車排出ガスや騒音等の公害防止及び交通安全に関する諸施策に協力すると共に、事業場構内における労働安全・衛生についても助言することとしたい。

- (1) 交通安全及び交通安全運動に対する協力
- (2) 自動車の公害防止対策推進に対する協力
- (3) リコール対策車等の周知
- (4) 事業場構内における安全・衛生対策に対する助言

## 9. 自動車の検査、登録及び届出業務の円滑化協力

自動車の検査、登録及び届出業務に協力し、その円滑化・合理化を推進すると共に、本年度より整備商工組合に委託した車検予約業務についても整備商工組合と連携し、会員の利便に寄与することとしたい。

また、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」については、継続検査等手続きのワンストップサービスを含め、その導入・実施に伴う経過を見守りながら対応を図ることとしたい。

## 10. 組織運営対策

活力ある業界組織をめざし、定款に定める執行会議等の円滑な運営はもとより、地域並びに日整連及び関係団体とも密接な連携を図るとともに、地域事業活性化のため、引き続き組織再編を検討していくこととしたい。

また、公益法人制度改革については、日整連をはじめ各整備振興会の動向などを注視しながら情報収集に努めた結果、当会としての移行すべき形態を「一般社団法人」として認可申請に向けて対応を図ることとしたい。

一方、政治関連においては、政府による自動車検査制度の事業仕分けが行われていることから、整政連との連携を図りながら業界環境改善と擁護のため情報収集に努めることとしたい。

- (1) 総会、理事会、地域長会議、各種委員会等の開催
- (2) 地域等との情報交換並びに活動に対する協力・支援
- (3) 公益法人制度改革への対応として「一般社団法人」への認可申請に関すること
- (4) ブロック自動車整備連絡協議会での情報交換会議の開催並びに自動車関係団体との連携
- (5) 各種協議会等との連携
- (6) 表彰規程に基づく会長表彰の実施
- (7) 事務局職員研修の実施

## 11. 一般事項

- (1) 研修会の開催及び検定試験実施への協力  
検査員研修・教習及び検定試験、その他関係省庁並びに関係団体等の主催する研修会にも協力することとしたい。
- (2) 帳票類等の販売  
会員事業場において必要とする帳票その他について販売し、利便を図ることとしたい。
  - 1) 保安基準適合証、持込検査用記録簿
  - 2) 定期点検整備済ステッカー
  - 3) その他関連する用品
- (3) 参考資料の配付  
整備事業経営又は運営に必要な情報・資料を収集し、随時配付することとしたい。
  - 1) NASPA（新潟整振）ニュースの編集と発行
  - 2) JASPA（日整連）ニュース及び技術情報の配付
  - 3) その他